

小牧市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 1 9 号

小牧市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(小牧市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 小牧市国民健康保険税条例(昭和35年小牧市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第26条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

(小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年小牧市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定中「額とする」の次に「。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする」を加える。

第26条第1項の改正規定中「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「キ及びク」を「キからケまで」に改め、「得た額」の次に「(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号にキ及びクを加える改正規定中

「ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額」

を

「ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 43円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額」

に改める。

第26条第1項第2号にキ及びクを加える改正規定中

「ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課

」

税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

を

「ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額」

に改める。

第26条第1項第3号にキ及びクを加える改正規定中

「ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額」

を

「ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額」

に改める。

第26条第3項に2号を加える改正規定中「に次の2号」を「中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号」に改め、同改正規定に次のように加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得

た額

第26条第3項に2号を加える改正規定の次に次のように加える。

第26条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小牧市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。